

社債等に関する業務規程等の一部改正について

2023年6月30日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

機構が運営する各制度（株式等振替制度、外国株券等保管振替決済制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度及び決済照合システム）への参加手続等における制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）制度参加手続等の事務負担の軽減

現在、機構が運営するいずれかの制度に参加する者が他の制度又は他の参加形態に参加しようとする場合、当該参加手続は書面によって行うことが原則であるが、機構が認める場合には、電磁的記録の授受をもってこれを行うことも可能とする。また、同じく制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、制度参加手続等における必要書類を見直し、一部書類の提出等を不要とする。（規程第9条、第16条、第27条、規則第4条）

（2）その他

その他所要の規定の整備を行う。

（規則第4条、第4条の2の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5、第4条の6、第5条、第8条、第10条の2、第29条の2、第31条の2）

3. 施行日

2023年8月7日から施行する。

以 上